

様式 1 (G-MIS様式)

事業報告書				
医療法人整理番号		00016		
報告期間	自	令和5年4月1日		
	至	令和6年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	社会医療法人雪の聖母会		
		分類①	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
		分類②	社会医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	福岡県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	久留米市	
		町名・番地	津福本町422	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和27年3月31日	
	(4) 設立登記年月日		昭和27年4月15日	
	(5) 理事長の氏名	姓	井手	
		名	義雄	
		役員及び評議員の人数	15名	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

	(9) その他	<u>記載はこちら</u>	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）
--	---------	---------------	---

様式 1 : 1-(2) (G-MIS様式)

[illegible]

様式 1 : 1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	井手	義雄	社会医療法人雪の聖母会 理事長
理事	福井	次矢	社会医療法人雪の聖母会 常務理事
理事	青木	悟	
理事	井手	睦	社会医療法人雪の聖母会聖マリアヘルスケアセンター 病院長
理事	植田	省吾	
理事	大澤	進	
理事	谷口	雅彦	社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院 病院長
理事	帖佐	徹	社会医療法人雪の聖母会介護老人保健施設聖母の家 施設長
理事	北川	晋二	社会医療法人雪の聖母会聖マリア福岡健診センター センター長
理事	清原	裕	
理事	中澤	宣也	
理事	山中	淳子	
監事	長	伸幸	
監事	松尾	利浩	
監事	依田	直久	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

様式 1 : 2-(2) (G-MIS様式)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
聖マリア訪問看護ステーション		福岡県久留米市津福本町 4 2 2 番地	
聖マリア訪問看護ステーションサテライトおおき		福岡県三潞郡大木町大角 1 0 9 4 - 1	
聖マリア病院鳥栖訪問看護ステーション		佐賀県鳥栖市神辺町字合町 1 5 8 8 - 6	
聖マリアヘルスケアセンター国際保健センター		福岡県久留米市津福本町 4 4 8 番 5	健康診断
聖マリアケアプランサービス		福岡県久留米市津福本町 4 2 2 番地	
マリアン・キッズ・ハウス	久留米市から委託を受けて管理	福岡県久留米市津福本町 4 2 2 番地	乳幼児健康支援一時預かり事業
聖マリア研究センター		福岡県久留米市津福本町 4 2 2 番地	（臨床医学研究事業、医療アプライド研究事業、基礎医学研究事業、研究支援事業、その他研究・開発に係る事業）
聖マリアヘルパーステーション		福岡県久留米市津福本町 4 2 2 番地	
介護職員養成研修事業		福岡県久留米市津福本町 4 2 2 番地	
特定行為研修		福岡県久留米市津福本町 4 2 2 番地	
聖マリアデイサービスセンター		福岡県久留米市津福本町 1 9 8 番地 2	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3) (G-MIS様式)

[illegible]

様式 1 : 2-(4)-(9) (G-MIS様式)

[illegible]

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

様式第三号

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和6年 3月31日現在)

1. 資 産 額	35,877,902 千円
2. 負 債 額	11,012,273 千円
3. 純 資 産 額	24,865,629 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	16,276,811
B 固 定 資 産	19,601,090
C 資 産 合 計 (A+B)	35,877,902
D 負 債 合 計	11,012,273
E 純 資 産 (C-D)	24,865,629

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号 _____

貸借対照表
令和6年3月31日 現在

(単位: 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	16,276,811	I 流動負債	6,949,349
現金及び預金	10,703,727	買掛金	1,865,329
事業未収金	5,237,377	1年内返済予定の長期借入金	727,284
たな卸資産	232,535	リース債務	13,828
前払費用	16,204	未払金	1,779,441
未収金	83,962	未払費用	809,246
その他の流動資産	28,204	未払法人税等	202
貸倒引当金	-25,200	未払消費税等	1,956
		預り金	91,994
		前受収益	11,354
		賞与引当金	1,347,328
		その他の流動負債	147,015
II 固定資産	19,601,090	II 固定負債	4,062,923
1 有形固定資産	19,297,763	長期借入金	2,378,359
建物	13,304,910	長期リース債務	112,080
構築物	233,397	退職給付引当金	1,087,246
医療用器械備品	1,109,041	役員退職慰労引当金	303,466
その他の器械備品	588,118		
車両	12,904	資産除去債務	166,771
土地	4,027,390	その他の固定負債	15,000
建設仮勘定	22,000		
		負債合計	11,012,273
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	121,083	I 出資金	
借地権	4,896	II 積立金	24,869,510
ソフトウェア	114,803	繰越利益積立金	24,869,510
電話加入権	1,384		
3 その他の資産	182,243	III 評価・換算差額等	-3,881
有価証券	12,828	その他有価証券評価差額金	-3,881
長期貸付金	122,033		
長期前払費用	6,044		
その他の固定資産	41,337		
		純資産合計	24,865,629
資産合計	35,877,902	負債・純資産合計	35,877,902

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

医療法人整理番号	
----------	--

損 益 計 算 書
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			30,364,861
2 事業費用			
(1) 事業費	29,009,142		
(2) 本部費	1,309,741		30,318,883
本来業務事業利益			45,978
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			367,492
2 事業費用			577,824
附帯業務事業損失			210,332
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			135,506
2 事業費用			35,131
収益業務事業利益			100,375
事業損失			63,979
II 事業外収益			
受取利息	1,617		
その他の事業外収益	226,591		228,208
III 事業外費用			
支払利息	43,127		
その他の事業外費用	82,079		125,206
経常利益			39,023
IV 特別利益			
固定資産売却益	91,057		
その他の特別利益	3,235		94,292
V 特別損失			
固定資産売却損	10,147		
その他の特別損失			10,147
税引前当期純利益			123,168
法人税・住民税及び事業税			
法人税等調整額	202		202
当期純利益			122,966

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	年度末日の市場価格等に基づく時価法
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品及び診療材料

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法（ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	1年～50年
構築物	6年～60年
医療用器械備品	1年～20年
その他の器械備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権には、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく年度末要支給額を計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理方法

(1) 固定資産の取得に係る補助金等

圧縮記帳はしておりません。

(2) 補助対象となる支出が事業費に計上されるもの

運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

6 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

(1) 収益事業に係る固有の資産、負債及び純資産

(単位：千円)

資産	
現金及び預金	405,760
建物	219,423
土地	86,883
その他の固定資産	3,478
負債	-
純資産	715,544

7 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

土地	853,103千円
建物	9,594,938千円
計	10,448,041千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年内返済予定の長期借入金 727,284千円 長期借入金 2,378,359千円

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 基本財産

(単位：千円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
現金及び預金	329	-	-	329
土地	1,552	-	-	1,552

(2) 退職給付関係

①採用している退職給付制度の概要

当法人は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

②確定給付制度

1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	7,115,463 千円
勤務費用	521,313 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	△40,588 千円
退職給付の支払額	△425,307 千円
退職給付債務の期末残高	7,170,880 千円

2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	6,537,331 千円
期待運用収益	65,373 千円
数理計算上の差異の発生額	804,677 千円
事業主からの拠出額	524,834 千円
退職給付の支払額	△425,307 千円
年金資産の期末残高	7,506,910 千円

3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,170,880 千円
年金資産	△7,506,910 千円
未積立退職給付債務	△336,029 千円
未認識数理計算上の差異	1,423,275 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,087,246 千円

4) 退職給付費用及びその内訳項目の全額

勤務費用	521,313 千円
利息費用	- 千円
期待運用収益	△65,373 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△78,025 千円
確定給付制度に係る退職給付費用	377,914 千円

5) 年金資産に関する事項

イ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	59.5%
株式	37.5%
その他	3.0%
合計	100.0%

ロ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.0%
長期期待運用収益率	1.0%

(3) 補助金等の内訳並びに交付者及び貸借対照表等への影響額

①本来業務事業損益の事業収益に含まれる補助金

補助金の名称	交付者	当期計上額
重点医療機関体制整備事業【病床確保】	福岡県	814,228 千円
医療機関等物価高騰対策支援金	福岡県他	145,067 千円
臨床研修費等補助金	福岡県他	36,540 千円
周産期母子医療センター運営費	福岡県	27,769 千円
その他 12件	福岡県他	43,263 千円
合計		1,066,867 千円

②附帯業務事業損益の事業収益に含まれる補助金

補助金の名称	交付者	当期計上額
ICT導入支援事業費	福岡県	1,153 千円
特定行為研修推進事業費	福岡県	500 千円
物価高騰支援補助金	久留米市他	397 千円
合計		2,050 千円

③事業外収益に含まれる補助金

補助金の名称	交付者	当期計上額
保健衛生施設等施設・設備整備費	福岡県	33,441 千円
がん診療施設設備整備事業	福岡県	5,940 千円
オンライン資格確認等導入購入等に係る補助金	支払基金	429 千円
合計		39,810 千円

(注) 運営費に係る補助金については事業収益に計上し、施設設備費に係る補助金については事業外収益に計上しております。

(4) 有形固定資産に係る減価償却累計額

減価償却累計額 35,089,129千円

様式第四号

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日)

(単位：千円)

	積立金		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和 5 年 3 月 31 日 残 高	24,746,546	24,746,546	△ 5,770	△ 5,770	24,740,775
会 計 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益	122,963	122,963	-	-	122,963
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	1,889	1,889	1,889
会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	122,963	122,963	1,889	1,889	124,853
令和 6 年 3 月 31 日 残 高	24,869,510	24,869,510	△ 3,881	△ 3,881	24,865,629

様式第五号

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	34,810,680	1,794,415	488,906	36,116,189	22,811,278	823,101	13,304,910
	構築物	947,961	35,228	260	982,930	749,532	18,063	233,397
	医療用器械備品	8,784,483	416,476	232,593	8,968,366	7,859,324	510,166	1,109,041
	その他の器械備品	3,904,761	285,301	45,082	4,144,980	3,556,861	255,772	588,118
	車両	112,747	13,004	714	125,037	112,132	11,914	12,904
	土地	4,116,590	10,800	100,000	4,027,390	-	-	4,027,390
	建設仮勘定	66,033	2,035,093	2,079,126	22,000	-	-	22,000
	計	52,743,257	4,590,319	2,946,683	54,386,893	35,089,129	1,619,018	19,297,763
無形固定資産	借地権	4,896	-	-	4,896	-	-	4,896
	ソフトウェア	1,358,876	19,005	-	1,377,882	1,263,079	48,896	114,803
	電話加入権	1,459	-	74	1,384	-	-	1,384
	計	1,365,232	19,005	74	1,384,163	1,263,079	48,896	121,083
その他の資産	有価証券	10,939	6,568	4,679	12,828	-	-	12,828
	長期貸付金	135,004	22,230	35,201	122,033	-	-	122,033
	長期前払費用	13,482	320	7,757	6,044	-	-	6,044
	その他の固定資産	45,456	350	4,469	41,337	-	-	41,337
	計	204,881	29,469	52,107	182,243	-	-	182,243

(注) 1. 建物の当期増加額の主なものは、研究センター建築工事(1,786,098千円)によるものであります。
2. 建物の当期減少額の主なものは、ウイラリアの建物売却(485,437千円)によるものであります。
3. 医療用器械備品の当期増加額の主なものは、リモートアフターローディング式放射線治療システム一式(73,000千円)の取得によるものであります。
4. 医療用器械備品の当期減少額の主なものは、高線量率Co-60リモートアフターローディングシステム(54,793千円)の除却によるものであります。
5. その他の器械備品の当期増加額の主なものは、入退室管理システム(タグ式)更新(47,000千円)によるものであります。

様式第六号

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号

引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸 倒 引 当 金	27,200	25,200	5,029	22,170	25,200
賞 与 引 当 金	1,349,749	1,347,328	1,349,749	-	1,347,328
退 職 給 付 引 当 金	1,234,166	377,914	524,834	-	1,087,246
役員退職慰労引当金	293,666	9,800	-	-	303,466
偶 発 損 失 引 当 金	70,000	-	66,764	3,235	0

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
偶発損失引当金の「当期減少額(その他)」は、当期戻入によるものであります。

様式第七号

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金	727,284	727,284	1.24	-
1年以内に返済予定の リース債務	13,688	13,828	0.20	-
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	3,105,643	2,378,359	1.20	令和12年10月
リース債務（1年以内に返済 予定のものを除く。）	125,909	112,080	0.10	令和14年12月
合 計	3,972,524	3,231,551	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済
予定額は以下のとおりであります。

区 分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	727,284	727,284	727,284	535,020
リース債務	13,969	14,112	14,257	14,403

様式第八号

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

銘柄別による有価証券の貸借対照表上額が財務諸表提出社会医療法人の純資産額の1%以下であるので、記載を省略します。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 雪の聖母会
所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位:千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	7,045,464	1,165	7,046,630	6,535	-	7,053,165
給与費	15,476,704	908,882	16,385,586	454,180	-	16,839,767
委託費	1,387,825	75,752	1,463,577	10,227	8,067	1,481,873
経費	2,744,895	223,201	2,968,097	70,079	9,803	3,047,980
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	2,354,252	100,738	2,454,991	36,802	17,260	2,509,053
計	29,009,142	1,309,741	30,318,883	577,824	35,131	30,931,840

様式 5

法人名 社会医療法人 雪の聖母会

所在地 福岡県久留米市津福本町422

※医療法人整理番号	
-----------	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人雪の聖母会
理事長 井手 義雄 殿

私たちは、社会医療法人雪の聖母会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 6 月 21 日

社会医療法人雪の聖母会

監事 依田 直久

監事 松尾 利清

監事 長 伸幸

独立監査人の監査報告書

令和6年6月11日

社会医療法人雪の聖母会

理事会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米 本 昌 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人雪の聖母会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上